平成２５年（フ）第２９号
茨城県水戸市上水戸４丁目１番63―205号ミュープラテイア、前住所東京都板橋区板橋１丁目49番６―303号
債務者　近藤　礼央
1　決定年月日時　平成25年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月９日まで
水戸地方裁判所

平成２５年（フ）第１５号
神奈川県秦野市今泉1012番地の３　レフィナードＡ102号、前住所神奈川県秦野市千村５丁目12番14号
債務者　鈴木　守雄
1　決定年月日時　平成25年２月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月９日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２５年（フ）第１６号
神奈川県足柄下郡湯河原町土肥１丁目９番地の６
債務者　嶋岡　政治
1　決定年月日時　平成25年２月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月９日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２５年（フ）第４４号
神奈川県伊勢原市伊勢原３丁目５番４号
債務者　山口　真衣
1　決定年月日時　平成25年２月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月９日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第５４８号
新潟市北区嘉山４丁目13番29号　コーポパークサイド201号、前住所新潟市北区彩野１丁目４番地10
債務者　綿貫　克久
1　決定年月日時　平成25年２月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月９日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第５４９号
新潟市北区嘉山４丁目13番29号　コーポパークサイド201号、前住所新潟市北区彩野１丁目４番地10
債務者　綿貫奈美恵
1　決定年月日時　平成25年２月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月９日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第４０２号
愛知県一宮市向山町２丁目20番地１　デンファーレ向山205号
債務者　梅元真佐美
1　決定年月日時　平成25年２月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月９日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２５年（フ）第２４号
兵庫県姫路市広畑区才885番地１　県営家中高層住宅１棟308室
債務者　アマダスン　フランシス　ウエクペン
1　決定年月日時　平成25年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月９日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２４年（フ）第４１５号
広島市安佐南区中筋３丁目16番50―３号
債務者　松長　京子
1　決定年月日時　平成25年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月９日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１６号
広島市南区荒神町１番８―610号
債務者　石橋　　翠
1　決定年月日時　平成25年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月９日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第６４号
広島市南区宇品海岸２丁目６番31―103号
債務者　中野　末子（旧姓岡山）
1　決定年月日時　平成25年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月９日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１５６４号
福岡県糟屋郡粕屋町大字長者原498番地７第一センタービル303号
債務者　関　なおみ
1　決定年月日時　平成25年２月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月９日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第２３３３号
福岡市博多区麦野２丁目22番23号
債務者　山本久仁美
1　決定年月日時　平成25年２月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月９日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第２３６５号
福岡県糟屋郡宇美町とびたけ２丁目３番402号
債務者　赤木　宏美
1　決定年月日時　平成25年２月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月９日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第２４９９号
福岡県大野城市東大利１丁目13番３号浅川ビル105号
債務者　藤川みどり
1　決定年月日時　平成25年２月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月９日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第３９号
福岡県糸島市波多江駅北１丁目１番35号101
債務者　生田　佳久
1　決定年月日時　平成25年２月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月９日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第５６号
福岡市西区周船寺２丁目13番15―402号
債務者　三好　直美
1　決定年月日時　平成25年２月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月９日まで
福岡地方裁判所第４民事部